

第182回北上地区消防組合 議 会 定 例 会 議 録

開会 令和7年2月12日

閉会 令和7年2月12日

北上地区消防組合議会議事事務局

第182回定例会会議録

目 次

令和7年2月12日（水曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	2
説明のため出席した者	2
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告並びに施政方針	3
現金出納検査結果の報告	6
一般質問	
・ 4番 熊谷浩紀君	6
議案第1号 北上地区消防組合一般職の職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例	13
議案第2号 北上地区消防組合公共用地先行取得事業 特別会計設置条例を廃止する条例	14
議案第3号 令和6年度北上地区消防組合一般会計補 正予算（第2号）	15
議案第4号 令和6年度北上地区消防組合公共用地先 行取得事業特別会計補正予算（第1号）	17
議案第5号 令和7年度北上地区消防組合一般会計予 算	18
議案第6号 北上地区消防組合職員の勤務時間、休日 及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例	25
議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整理条例	26
発議案第1号 北上地区消防組合議会個人情報保護条例 の一部を改正する条例	27
閉 会	28

第182回定例会結果

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2月12日	原案可決
議案第2号	北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例を廃止する条例	2月12日	原案可決
議案第3号	令和6年度北上地区消防組合一般会計補正予算(第2号)	2月12日	原案可決
議案第4号	令和6年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	2月12日	原案可決
議案第5号	令和7年度北上地区消防組合一般会計予算	2月12日	原案可決
議案第6号	北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	2月12日	原案可決
議案第7号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例	2月12日	原案可決
発議案第1号	北上地区消防組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例	2月12日	原案可決

令和7年2月12日（水曜日）

議事日程第1号

令和7年2月12日（水）午後4時開議
北上地区消防組合消防本部 大会議室

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告並びに施政方針
- 第4 現金出納検査結果の報告
- 第5 一般質問
4番 熊谷浩紀 君
消防組合の情報共有システムの今後の対応やスマートフォン映像による119番映像通報システムについて
- 第6 議案第1号 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第2号 北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例を廃止する条例
- 第8 議案第3号 令和6年度北上地区消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第4号 令和6年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第5号 令和7年度北上地区消防組合一般会計予算
- 第11 議案第6号 北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例
- 第13 発議案第1号 北上地区消防組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

出席議員（7名）

1番	佐々木	護	君	2番	太田	洋	市	君
3番	藤原	常雄	君	4番	熊谷	浩	紀	君
5番	高橋	敏樹	君	6番	刈田		敏	君
7番	小田島	徳幸	君					

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	八重樫	浩	文	君
副管理者（西和賀町長）	内記	和	彦	君
副管理者（北上市副市長）	及川	義	明	君
会計管理者（北上市会計管理者）	高橋		恵	君
監査委員	伊藤	広	務	君
監査委員事務局長	佐藤	祐	介	君
事務局長（消防長）	菊池	洋	幸	君
事務局次長（消防次長兼警防課長）	昆野	美	継	君
事務局次長（消防次長兼予防課長）	小原	和	弘	君
総務課長	高橋	一	哉	君
北上消防署長	高橋	克	哉	君
西和賀消防署長	高橋	周	一	君

関係市町出席者

北上市企画部危機管理監	小原	義	幸	君
西和賀町総務課長代理	高橋		毅	君

議会事務局出席者

事務局長	菊池	洋	幸	君
事務局次長	高橋	一	哉	君

書 記
書 記
書 記
書 記

佐 藤 忍 君
藤 村 淳 生 君
阿 部 幸 史 君
八重樫 元 気 君

午後 4 時 00 分 開 会 ・ 開 議

○議長（小田島徳幸君） ただいまの出席議員数は 7 名であります。定足数に達しておりますので、これより第 182 回北上地区消防組合議会定例会を開会いたします。

○議長（小田島徳幸君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程第 1 号によって進めます。

○議長（小田島徳幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 36 条の規定により、6 番刈田敏議員、1 番佐々木護議員を指名いたします。

○議長（小田島徳幸君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

○議長（小田島徳幸君） 日程第 3、行政報告並びに施政方針について、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 八重樫浩文君 登壇）

○管理者（八重樫浩文君） 本日、ここに第 182 回北上地区消防組合議会定例会が開会されるに当たり、行政報告並びに令和 7 年度における消防組合施政方針の一端を申し上げます。

はじめに、当消防組合は令和6年4月1日に発足50周年という大きな節目を迎え、10月6日には記念行事として北上消防署庁舎開放デーを開催し、地域とともに歩んできた北上消防の歴史を、住民の皆様との触れ合いの中で紹介をさせていただきました。

また、11月16日には岩手県知事をはじめとして、多くの御来賓の御臨席のもと記念式典及び祝賀会を開催し、この機会を通じて消防組合発足50周年を迎えられたことへの感謝の意を、関係各位並びに住民の皆様へお伝えするとともに、防火防災について広く周知させていただいたところであります。今後におきましても、引き続き地域住民の皆様とともに、地域の防災力の向上に努めてまいります。

それでは、令和6年の消防組合の主な活動から御報告申し上げます。

火災の発生件数は37件で、令和5年と比較すると4件の増加でありました。火災種別の内訳としては、建物火災が最も多く18件、車両火災が4件、林野火災が1件、その他の火災が14件でありました。火災による死者は1名、負傷者は4名であり、令和5年と比較して死者、負傷者ともに1名の減少となっております。

救急業務につきましては、出場件数は4,255件で、令和5年と比較して187件減少し、1日の平均出場件数は11.7件であります。搬送人員は3,730名で、そのうち65歳以上は2,626名であり、搬送人員の70.4%を占めております。

応急手当の普及促進につきましては、救命講習会を168回、4,133名に実施しております。

次に、自然災害への対応を申し上げます。

令和6年中においては、気象警報の発表に伴い、消防災害警戒本部を14回、消防災害対策本部を2回設置し対応したところであります。このうち3月18日の暴風雪により、北上市で1棟の建物被害が発生したほか、8月28日の大雨では、北上市において床上浸水が3棟、床下浸水が3棟、道路冠水が6か所など、計24件の被害が発生しましたが、幸いにも人的被害はございませんでした。

次に、消防訓練の指導につきましては、事業所等へ197回、自主防災組

織へ14回実施しております。

次に、消防法令違反対象物に対する行政処分について申し上げます。

昨年12月に北上市内の事業所において、指定数量以上の危険物を無許可で貯蔵していることが確認されたため、行政処分として除去命令を行ったところであります。その結果、本年1月17日までに当該危険物は関係者により適切に除去され、命令事項が履行されたことを確認しております。

以上、消防活動について概要を申し上げましたが、今後とも災害による被害軽減を図るため、適切な対応に努めてまいります。

次に、事業の進捗状況について申し上げます。

消防本部庁舎の建設事業につきましては、令和13年度の運用開始を目指し、現在、建設用地の造成設計業務を進めております。また、北上消防署和賀分署庁舎につきましては、令和9年度の運用開始を目標に、建設設計業務を進めているところであります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

続きまして、消防組合の今後の施政方針について申し上げます。

昨年1年間の全国の災害を振り返りますと、令和6年能登半島地震をはじめ、台風や大雨など住民生活に大きく影響を及ぼす自然災害が各地で発生しております。当消防組合といたしましては、このような大規模で頻発化する災害に備え、各種資機材を計画的に配備するとともに、職員の知識及び技術を向上させるため、消防学校における教育をはじめとする各種研修会への派遣、資格取得への支援を計画的かつ継続的に進めてまいります。

次に、火災予防及び救急の分野について申し上げます。

近年、全国的には火災の発生件数は減少傾向にあるものの、引き続き効果的な住宅防火対策が図られるよう、消防団をはじめとする関係機関との連携を強化してまいります。併せて、消防法令違反が認められる防火対象物に対する指導を強化し、住民の安全、安心な暮らしの確保に努めてまいります。

また、救急の分野におきましては、高齢化の進展や感染症等を背景に、救急需要の更なる増加が見込まれます。このような状況の中、今後にお

いても質の高い救急救命体制を確保するため、必要な資機材の整備のほか、救急隊員の育成を計画的に進めていくとともに、救急車の適性利用についても広報活動等に力を入れてまいります。

最後に、職員の採用について申し上げます。

来年度の新規採用職員は6名を予定しており、職員数は146名となります。

以上、所信の一端を述べさせていただきましたが、引続き住民の皆様並びに組合議会の御理解と御協力をお願い申し上げまして、行政報告並びに施政方針といたします。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（小田島徳幸君） 日程第4、現金出納検査の結果について報告を行います。

書記をして報告書の朗読をいたさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（小田島徳幸君） 日程第5、これより一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。4番熊谷浩紀議員。

（4番 熊谷浩紀君 登壇）

○4番（熊谷浩紀君） 4番熊谷浩紀です。それでは、通告に従い一項目の質問を行います。

昨年2024年は1月1日から能登半島地震等の地震や豪雨災害など、あらゆる場面において想定外の事案が起こりました。今年も大地震の発生やそれに伴う大津波、近年の線状降水帯による豪雨災害などの懸念が広がっ

ております。今どこで災害が起こり、どこにけが人がいて、どこの病院に搬送するのか、消防職員の方々には当たり前と感じると思いますが、まず情報共有に関して情報共有システムの体制強化について質問いたします。

東日本大震災ではヘリコプターTV電装システムの地上受信局の被災のほか、公衆通信網や消防救急無線の被害や輻輳等により通信面で問題が生じました。

大規模災害発生初期においては、的確に被害状況を把握することがとりわけ重要であることから、広域的な情報収集体制と消防庁及び緊急消防援助隊間の情報共有体制を強化することが必要であるとの認識の中で、消防庁ではヘリコプター衛星通信システムヘリサットの整備、緊急消防援助隊動態情報システムの導入、そしてヘリコプター動態管理システムの導入、無線中継車及び可搬型衛星地球局V S A Tの整備が行われております。

岩手県は北海道に次いで全国2位の面積であり、東日本大震災の経験もありながら広域的な消防活動において、ヘリコプターと消防車両の連携が未だ課題となっておりました。そこに救急、消防車両と防災ヘリ、ドクターヘリをつなぎ、患者情報や互いの位置情報を同時に把握できるシステムを、岩手県の消防本部が開発したというニュースが飛び込んできました。

開発したのは盛岡地区広域消防組合消防本部で、消防庁や宇宙航空研究開発機構JAXAが全面的に協力しております。消防本部指令センターで搬送する患者の年齢や容態、通報場所など119番の内容を入力すると、瞬時に救急、消防車両やヘリの専用端末に転送される仕組みで、全地球測位システムGPSを活用して互いの位置を即座に把握でき、文字や地図等の視覚情報を瞬時に共有できるような全国初のシステムになります。現在の電話や無線による伝達に比べ、早く正確で速やかな人命救助につながると期待されております。

そこで3点質問いたします。

1点目に、盛岡地区広域消防組合消防本部が救急、消防車両と防災ヘリ、ドクターヘリをつなぎ、患者情報や互いの位置情報などを同時に把握できるシステムを開発し、2023年には実証実験が行われ、2026年度から本格的な導入の予定になっておりますが、当組合として今後の波及効果をどう

捉えているのか伺います。

2点目ですが、過去に緊急的な情報共有や連絡のやり取りを、救急、消防車両と防災ヘリ、ドクターヘリを介して行った事例が当地区内においてあったのでしょうか。また、問題点等はあるのか伺います。

3点目に、今後新たな情報共有システムの導入に対して、当組合の考えや動きはどうなっていくのか伺います。

全国では119番の通報者が現場の様子をスマートフォンで撮影して指令員に伝える119番映像伝送システム、Live119の運用が開始されております。消防隊や救急隊が現場の状況を到着する前に把握することができ、迅速な消防、救急活動に役立てております。指令員から映像伝送の依頼を受けた通報者は、ショートメールで送られてくるURLから専用のサイトに接続し、画面案内に沿って撮影を開始、指令員は映像を基に出動隊と情報を共有することができます。例えば、通報者に対して心肺蘇生法や止血法などに関する動画の送信も可能で、より効果的な処置にいかすことで救命率の向上が期待されます。

そこで最後に、119番通報者が救急現場をスマートフォンのビデオ通話で映しながら、消防指令センターから必要な対応の指示を受けられるLive119の運用が全国で始まっておりますが、当組合としての考えを伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 管理者。

（管理者 八重樫浩文君 登壇）

○管理者（八重樫浩文君） 熊谷浩紀議員の御質問にお答え申し上げます。

はじめに、御指摘の盛岡地区広域消防組合消防本部において実証試験が行われました、情報共有システムの概要について御説明をさせていただきます。

このシステムですが、岩手県防災ヘリコプター及び岩手県ドクターヘリの位置情報を消防指令システムに取り込むことにより、消防隊とヘリコプターがお互いの位置を、それぞれに配備した専用端末の地図画面で確認することができるというシステムであります。消防隊とヘリコプターが、お

互いの位置を把握することにより、災害発生場所や合流地点を正確に共有することが可能となります。さらに、専用端末に情報送信することによって、災害内容や活動状況をモニター上において把握することができるため、電話や無線による情報伝達に加えて、より適切に、連携した災害活動を行うことが期待されます。

このシステムによる、当組合としての波及効果について申し上げます。

このシステムは、令和8年度から開始いたします県内10消防本部の共同運用による、いわて消防指令センターにおいて導入するシステムであることから、当組合もこのシステムを活用し、災害時に県内の防災ヘリ、ドクターヘリと位置情報や活動状況などを共有し、連携した活動を行う予定であります。

次に、防災ヘリ、ドクターヘリとの情報共有の事例について申し上げます。

令和6年中の防災ヘリとの連携した活動にあつては、災害救助活動や火災における消火活動など7件の事案において行っており、また、ドクターヘリとの連携した活動にあつては、医師による早期治療を目的とした救急活動において11件の事案において行っております。いずれの事案におきましても、消防隊との情報共有や活動連携に、問題はございませんでした。

次に、新たな情報共有システムに対する今後の当組合の考えについてありますが、令和8年度から運用開始をいたしますいわて消防指令センターに導入されることから、当組合の消防隊と防災ヘリ、ドクターヘリとの情報共有が今まで以上に確実、円滑に行われ、連携の強化が図られるものと考えております。

次に、119番通報時のビデオ通話について申し上げます。

このシステムにつきましても、令和8年度から運用開始となるいわて消防指令センターにおいて導入をすることとなっております。119番通報時のビデオ通話の仕組みにつきましても、スマートフォンなどの通信機器からの119番通報において、指令センターからショートメールでURLを通報者に送信し、通報者がURLをタップすることによって、現場の映像を指令センターで確認できるというものであります。視覚的に、災害現場の

状況を指令センターにおいて把握することにより、通報者への的確な応急処置の指導や、消防隊への正確な現場状況の伝達が可能となると考えております。

なお、このような新しい機能につきましては、令和8年度の運用開始に合わせて、住民へ周知してまいります。

以上であります。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） ありがとうございます。大変に良い答弁でございました。ほとんど再質問する内容が無いのではないかと思うぐらいなのですが、少し詳しく深掘りさせていただきます。それでは再質問させていただきます。

119番通報により患者の容態や通報場所について、救急車や火災の場合は瞬時に情報の共有が実現している形だと思うのですが、山岳地、山あいの火事やそれから急病とかけがですね、搬送などに関して救急現場の地上のチームよりも早く現場に駆けつける必要がある場合、例えばドクターヘリや防災ヘリが考えられるのではないかと思います。

そこでですね、この新たなシステムが導入された場合、この連携がよりスピーディーになることで、救急搬送の方やけが人などが助かる確率が高くなるかということについて、どういう見解を持っているのかということをお聞きしたいのですが、可能性としてよろしくお願いします。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） ただいまの熊谷議員の御質問にお答えいたします。

確率や数字として示すのは難しいかと思いますが、まず確実に間違いのない伝達、情報共有ができるということと、スピーディーになるということになりますけれども、今よりも災害活動としては良くなるのが期待されますが、確率や数字として示すのは難しいと考えております。

以上です。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） はい、ありがとうございます。確率論というより

も、今までのシステムに比べて今度の新しいものが来年から導入されるという予定だと思っておりますが、その情報共有システムに関して今までよりどれほど優れているのかということと、山火事や山岳救助に関してもそうだと思いますのですが、どうしても現場までの道が林道などで、車で行くよりもヘリコプターで行った方が早く到着できるということだと思います。現場がすぐ特定されるということ、その情報共有ができるということがありますので、その伝わり方が今まではどちらかが早かったり遅かったりした部分もあったのではないかなと思いましたが、その情報が一斉に共有可能ということで、そのような連携が早くなるのではないかとこのところで質問させていただきました。

それでは、もう1点質問をさせていただきます。盛岡地区広域消防組合以外の地域でも、活躍できる素晴らしいシステムというふうに捉えておりましたが、岩手県の全地域でも同じように普及していくのが良いのではないかなというところで、先ほど良い答弁をさせていただきましたが、今後県全体として、例えば訓練、あとは他の消防本部との連携もシステムの構築には重要と考えているのですが、その点に関してはどう捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小田島徳幸君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

このシステムにつきましては、先ほど管理者から答弁がありましたとおり、今までのアナログ的な無線などによる通信だけではなく、タブレットなどの視覚的な情報で共有することができるというのが、まず一つ大きなメリットだと思います。それと、更なる発展的な可能性については、まだ運用を開始していないシステムということもあり、今後運用が開始され訓練を重ねる中で、更なる可能性を探っていくものと考えております。

以上です。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） やはり、システム上かなりの訓練が必要なものであると捉えております。また、当地区内だけではなく、これからの情報共有では、隣の花巻、後は金ヶ崎奥州との連携ということもあり得るのでは

ないかと思しますので、ぜひともしっかりやっていただきたいと思います。

それでは、Live119に関して御質問させていただきます。

Live119に関しては、本当に素晴らしいシステムであると思えました。通報者により患者の命が危ないと知らされた場合に、救急車の到着が道路状況によっては遅くなるという可能性も考えられます。その間に、例えば心臓マッサージ、けがや骨折の応急処置方法ですね、それをより正確に伝えることができるのではないかと、それからあらゆる場面において、言葉よりも映像の共有をしながら助けることが可能になると考えております。その動きに関して、今後組合としては、どのように市町民に対して周知し普及させていくのか、その考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） 熊谷議員の御質問にお答えいたします。

このLive119映像伝送のシステムは、新しいものでまだ住民にはあまり周知されていないと思っております。再来年度、令和8年4月から運用開始予定となっておりますので、その前に年2回発行しております消防組合の広報誌に掲載するとともに、救命講習などにおいても紹介し、広く住民に周知していきたいと思っております。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 例えば、広報きたかみや西和賀町の広報などの広報紙にも掲載していただければ、より市民町民の方々がこのような新しい仕組みが始まることを知ることができ、より良く物事が進むのではないかと思いますので、ぜひ活用していただきたいと思います。

Live119に関しては、他の自治体が既に運用を始めておりますので、その効果も今後検証されるのではないかと思います。効果に関しては、今後自治体間で情報が共有され、こういう失敗があったなどということもあると思うのですが、今後新たなシステムを構築するにあたり、当組合としての考えを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） 熊谷議員の御質問にお答えいたします。

新しいシステムの今後の検討については、今まさに新しいシステムを契

約、導入し、令和8年度から運用を開始するところであります。10消防本部による共同運用となりますので、各消防本部の見解も確認しながら検討し、円滑に運用できるよう準備を進めてまいります。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員の質問を終結いたします。

○議長（小田島徳幸君） 日程第6、議案第1号北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第1号、北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、岩手県人事委員会の勧告に基づく県職員の給与の取扱いに準拠し、一般職の職員及び再任用職員の給与を改定しようとするものであります。

主な内容としましては、それぞれの給料表の増額改定とともに、扶養手当、通勤手当、寒冷地手当等の支給額等について見直しを行うほか、一般職の職員の勤勉手当の支給割合を年間で0.1月分、再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を合わせて年間で0.05月分引き上げようとするものであります。

なお、施行日は公布の日とし、一部は令和7年4月1日とするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小田島徳幸君） 日程第7、議案第2号北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例を廃止する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第2号、北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例を廃止する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、消防本部庁舎の建設事業を進めるに当たり、建設用地を取得するために制定いたしました。が、用地の取得が完了したため、廃止しようとするものであります。

施行日は、令和7年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例を廃止する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小田島徳幸君） 日程第8、議案第3号令和6年度北上地区消防組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第3号、令和6年度北上地区消防組合一般会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、第1条歳入歳出予算から御説明申し上げます。

今回の補正の額は、歳入歳出の総額から4,797万6,000円を減額し、予算の総額を20億8,893万9,000円にしようとするものであります。

主な内容を歳出から申し上げます。8ページ及び9ページを御覧願います。

1款議会費19万6,000円の減は、議員研修の旅費の確定によるものであります。

2款1項総務管理費96万7,000円の減は、50周年記念式典の終了に伴う消耗品費の減が主なものであります。

3款1項1日常備消防費は902万4,000円の減額であり、2節給料1,340万円の増は、給与改定による増、3節職員手当等728万8,000円の減は、住居手当及び休日勤務手当の減が主なものであります。4節共済費134万6,000円の減は、市町村職員共済組合負担金の減が主なものであります。

次に、8節旅費は、普通旅費及び特別旅費の減によるもの、10節需用費は、消耗品費及び光熱水費の減が主なものであります。11節役務費は保険料確定による減、12節委託料は、ホームページ例規集データ化委託料及び予防接種委託料の減が主なものであります。13節使用料及び賃借料は、電子複写機賃借料及び自動車等借上料の減が主なものであります。17節備品購入費は、各備品の入札残であります。18節負担金補助及び交付金は、消防通信指令事務協議会負担金及び大型自動車免許取得補助の減、26節公課費は、重量税の減であります。

次に、3款1項2目消防施設費は3,652万7,000円の減であり、11節役務費は、はしご車点検手数料確定による減、12節委託料は、用地草刈業務委託料が確定したことによる減、18節負担金補助及び交付金は、いわて消防指令センター総合整備事業負担金の減によるものであります。

4款公債費117万7,000円の減は、組合債償還利子が確定したことによるものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。6ページ及び7ページを御覧願います。

2款使用料及び手数料について、1項使用料3,000円の増は庁舎使用料であり、2項手数料36万5,000円の増は、危険物取扱許可手数料であります。いずれも予算を超える収入がありましたので増額しようとするものであります。

5款諸収入43万5,000円の増は、車両に対する燃料補償の増が主なものであります。

6款組合債3,480万円の減は、いわて消防指令センター総合整備事業負担金起債額の確定によるものであります。

次に、1款分担金及び負担金について御説明申し上げます。最終ページの16ページを御覧願います。

北上市及び西和賀町の分賦金の補正の額は、先ほどまで申し上げて参りました歳入歳出補正の内容を反映させ、北上市は1,224万8,000円の減、西和賀町は173万1,000円の減とし、合計で1,397万9,000円を減額しようとするものであります。

続きまして、第2条継続費の変更について御説明申し上げます。4ページを御覧願います。

3款1項2目消防施設費について、北上消防署和賀分署庁舎建設事業建築設計業務委託料の総額を8,139万4,000円から5,095万円に減額しようとするものであります。

以上、一般会計補正予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ

者あり)

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号令和6年度北上地区消防組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（小田島徳幸君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小田島徳幸君） 日程第9、議案第4号令和6年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第4号、令和6年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正内容は、消防本部庁舎建設用地の先行取得事業が完了し、公共用地先行取得事業費が確定したため、北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例を廃止するに当たり、当該特別会計予算の残額15万3,648円を北上市に全額還付しようとするものであります。

歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

補正の額は、歳入歳出の総額に15万3,000円を増額し、予算の総額を2億127万1,000円にしようとするものであります。

はじめに、歳出について御説明申し上げます。6ページ及び7ページを御覧願います。

北上市に残額を還付するため、支出科目として1款1項1目事業費に22節償還金利子及び割引料を追加し、15万4,000円を計上するものであります。

2款1項2目22節償還金利子及び割引料の1,000円の減は、公共用地先行取得事業費の組合債償還金利子が確定したことによるものであります。

次に、歳入について、御説明申し上げます。4ページ及び5ページを御覧願います。

3款繰越金15万3,000円の増は前年度からの繰越金額の確定によるものであります。

以上、特別会計補正予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号令和6年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（小田島徳幸君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小田島徳幸君） 日程第10、議案第5号令和7年度北上地区消防組一般会計予算を議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第5号、令和7年度北上地区消防組合一般会計予算について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、第1条歳入歳出予算から御説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億1,690万3,000円に定めようとするものであります。前年度当初予算と比較し3億8,461万円、率にして18%の増となっております。

主な内容については、歳入歳出予算事項別明細書により、12ページ以降の歳出から申し上げます。

1 款議会費の36万5,000円は、議員報酬が主なものであります。

2 款総務費の101万3,000円は、特別職報酬及び手数料が主なものであります。14ページ及び15ページを御覧願います。

3 款 1 項、消防費について事業別に申し上げます。1 目常備消防費の職員人件費は、12億8,525万4,000円で、前年度と比較し5,377万6,000円の増額であり、給与改定による増が主な理由であります。

消防管理運営事業は、1 億9,538万2,000円で、前年度と比較し537万2,000円の減額であります。17ページを御覧願います。

今年度新たな項目として、12節委託料の災害対応支援委託料は、各種災害対応に重機を要請した際の支援活動に係る費用であります。18ページ及び19ページを御覧願います。

2 目消防施設費は、7 億8,491万7,000円で、前年度と比較し2 億7,421万9,000円の増額となっております。令和7年度の主なものは、化学車及び水槽付消防ポンプ自動車の車両更新並びにいわて消防指令センター総合整備事業負担金であります。

4 款公債費は、組合債償還元金及び償還利子であり、令和7年度末の起債残高見込額は、29ページを御覧下さい。当該年度末現在高見込額は14億6,129万6,000円であります。

次に、歳入について申し上げます。8 ページ及び9 ページを御覧願います。

1 款分担金及び負担金の17億6,396万5,000円は、組合構成市町からの

分賦金で、歳入全体の70.1%を占めております。北上市及び西和賀町の分賦金の詳細については、最終ページ、30ページを御覧願います。北上市の分賦金の合計は、15億681万2,000円、西和賀町の分賦金の合計は、2億5,715万3,000円であります。8ページを御覧願います。

2款1項1目総務使用料の20万円は、庁舎内に設置の自動販売機等の庁舎使用料で、2款2項1目消防手数料の150万円は、危険物取扱許可手数料であります。10ページ及び11ページを御覧願います。

5款諸収入の1,385万6,000円は、東日本高速道路株式会社救急業務支弁金のほか、岩手県防災航空隊派遣助成交付金が主なものであります。

6款組合債は7億3,038万円であり、そのうち施設整備事業の7億100万円は、いわて消防指令センター総合整備事業負担金及び車両更新に係る起債が主なものであります。

次に、第2条地方債について申し上げます。

4ページ、第2表を御覧願います。第2表地方債は、消防施設整備事業に伴う起債の限度額を7億3,038万円とし、その起債の方法等を定めようとするものであります。

次に、第3条一時借入金について申し上げます。

一時借入金の借入れの最高額を7億3,038万円と定めようとするものであります。

以上、令和7年度北上地区消防組合一般会計予算の概要について申し上げますが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。第1条歳入歳出予算、第1表の歳入から款を追って進めます。1款分担金及び負担金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 2款使用料及び手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 4款繰越金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 5款諸収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 6款組合債。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 7款財産収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 以上で歳入を終わり、歳出に入ります。1款議会費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 2款総務費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 3款消防費。3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 15ページですけれども、職員の人件費の中で昨年までは地域手当がありましたけれども、今年度は計上されていないのですが、これについての説明と、それから次のページ、17ページの災害対応支援委託料についてですが、これは今年度からですけれども、この内容について簡単に説明ありましたが、もっと詳しく説明していただきたいということと、これは毎年発生するものなのかについてもお聞きします。

それから、住宅の借上料が昨年までは170万円ほどありましたけれども、今年度は計上されていませんけれども、これについても質問いたします。

それから19ページ、先ほどもありましたが18番負担金補助及び交付金の中で、いわて消防指令センター整備事業というのがありましたけれども、昨年度は2億2,800万円、その前は49万8,000円、今年度は5億3,400万円ということでかなり上がっておりますけれども、それについての説明もお願いしたいと思います。

それから、同じくこのページになりますけれども、昨年度まで消防通信指令事務協議会負担金が3,390万円ほどありました。その前は3,380万円ほどありましたけれども、今年度は計上されていないことについても説明をお願いしたいと思います。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの藤原議員からの御質問にお答えいたします。私の方からは、3点についてお答えさせていただきます。

はじめに、地域手当が昨年度は存在して、来年度の予算に入っていないということですが、これにつきましては、令和5年度と6年度の2年間、総務省消防庁の消防研究センターに職員1名を派遣しておりました。この派遣に伴う地域手当ということでございまして、令和7年度につきましては、派遣を計画しておりませんので項目を設けていないものとなりま

す。また、3点目の質問にありました住宅借上料につきましても、この派遣職員が居住している住宅の借上料となりますので、これについても令和7年度は予算計上しておりません。

2点目の災害対応支援委託料につきましても、火災等の災害が発生した際に、我々の消防資機材だけではどうしても手に負えない場合がございます。例をあげますと、火災現場において建物の崩れた部分を除去しなければ、消火活動がなかなか前に進まないという場合がございます。そういった際に、民間の重機等を要請して除去してもらうための費用に充てようというものでして、今までは手数料から支出しておりましたが、これからもこのようなことが想定されることから、新たに項目を設けまして予算を計上したものでございます。今までに重機を要請した件数でございますけれども、ここ10年間では、令和5年と令和6年の建物火災において重機を要請した経緯がございます。また、平成28年には交通事故の車両引上げのために重機を要請しております。このうち、令和6年に発生しました口内町での建物火災において重機を要請した際、これに係る費用を消防組合で負担しております。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） 私からは、2点についてお答えさせていただきます。

はじめに、いわて消防指令センター総合整備事業負担金について、今年度は5億円、前年度は2億2,000万円というところですが、この負担金は、先ほど申しました令和8年度から運用を開始する指令センターの整備事業費でありまして、今年度入札が終わり、北上地区消防組合の負担金がトータルで8億5,000万円程度と確定しております。それを令和6年度、7年度、8年度で支払うこととなっており、その負担割合は令和6年度が約23パーセント、令和7年度が62パーセント、令和8年度が15パーセントということで、来年度の負担金は5億円となるものであります。

もう1点質問がありました、消防通信指令事務協議会負担金については、17ページの下から3行目に、前年度から引き続き3,356万5,000円として

計上しております。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 今説明がありました災害対応支援委託料、これは来年度以降も毎年、定期的にこういう形で計上されるということでしょうか、お聞きします。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） 藤原議員からの御質問にお答えいたします。

今後におきましても、一定程度の予算を計上し、そのような災害時に重機等を要請することに備えたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 3番藤原常雄議員。

○3番（藤原常雄君） 先ほど、いわて消防指令センターの整備費、8億5,000万円ということでしたけれども、今年度で支払いが終わるということですか。8年度も続くことになりますか。説明をお願いします。

○議長（小田島徳幸君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） 令和8年度も8億円の中の15パーセント、約1億3,000万円程度を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 1番佐々木護議員。

○1番（佐々木護君） 15ページの時間外手当についてお伺いします。22ページを見ますと前年度比で230万円と記載されていますけれども、この積算の大まかな根拠、概要でいいですので、結果的には減らしていくべきだと思いますし、働き方改革でも時間外勤務は縮減するべきと記載がありますけれども、勤務の時間自体は削減しているけど予算は上がっているのか、その内容についてお聞きします。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの佐々木議員からの御質問にお答えいたします。

この増額については、給与改定による増額が主なものとなっております。

佐々木議員のおっしゃるとおり、時間外勤務に関しては、各課、各所属において、工夫を重ねながら減らしていく努力を続けてまいりますけれども、今回の増額につきましては、給与改定によるものであります。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 4番熊谷浩紀議員。

○4番（熊谷浩紀君） 17ページ、18節負担金補助及び交付金の大型自動車免許取得補助が90万円とありますけれども、何人分の予算となっているのかをまず聞きたいと思えます。

それから19ページ、先ほどの藤原議員の質問にもありましたいわて消防指令センター総合整備事業の関係ですが、この内容に関して、先ほど私が一般質問させていただきました情報共有システムの内容、これも含まれているのかということをお聞きします。

○議長（小田島徳幸君） 総務課長。

○総務課長（高橋一哉君） ただいまの熊谷議員からの御質問にお答えいたします。

はじめに、大型自動車免許の取得補助に関しましては、9人の免許取得を見込んで予算計上したものでございます。

2点目、いわて消防指令センター整備費用には、熊谷議員の一般質問にもありました、新たな情報共有システムに係る費用についても、この整備費用に含まれているものでございます。

以上でございます。

○議長（小田島徳幸君） 4款公債費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 5款予備費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 以上で歳出を終わります。次に、第2条地方債。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 次に、第3条一時借入金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号令和7年度北上地区消防組合一般会計予算を採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（小田島徳幸君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小田島徳幸君） 日程第11、議案第6号北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第6号、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、育児休暇、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児のために夜間勤務や時間外勤務の免除を請求できる対象職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学前の子を養育する職員まで拡大するほか、職員への仕事と介護の両立支援制度に関する周知や意向確認、職場環境の整備等について、新たに定めようとするものであります。

なお、施行日は令和7年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に

関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小田島徳幸君） 日程第12、議案第7号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第7号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、刑法等の一部を改正する法律の公布により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることに伴い、北上地区消防組一般職の職員の給与に関する条例のほか2条例について、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は令和7年6月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案の

とおりに可決されました。

○議長（小田島徳幸君） 日程第13、発議案第1号北上地区消防組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（小田島徳幸君） 提案理由の説明を求めます。6番刈田敏議員。

（6番 刈田敏君 登壇）

○6番（刈田敏君） ただいま上程になりました発議案第1号、北上地区消防組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整備並びに刑法等の一部を改正する法律の公布に伴い、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めようとするものであります。

施行日は令和7年4月1日からとし、罰則の規定に関する第51条から第53条までの改正は令和7年6月1日とするものであります。

原案のとおり改正することに、何とぞ満堂の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田島徳幸君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第1号北上地区消防組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田島徳幸君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小田島徳幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第182回北上地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

午後5時22分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合
議 会 議 長

小田島 徳 幸

北上地区消防組合
議 会 議 員

刈 田 敏

北上地区消防組合
議 会 議 員

佐 々 木 護